

自社製品の保証期間に関するご案内

平素より弊社製品をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。
このたび弊社では、製品の保証およびアフターサービスに関する基準を明確化するため、製品保証規定を制定することといたしました。

【新規販売製品について】

2026 年 10 月 8 日以降に弊社より販売・納入する製品につきましては、原則として納入日より 1 年間を保証期間といたします。
保証期間内に、正常な使用状態において弊社の設計・製造に起因する不具合が発生した場合には、弊社保証規定に基づき対応いたします。

【過去に販売した製品について】

本規定制定以前に販売・納入した製品につきましては、販売・納入時に個別に定めた契約条件、保証条件等がある場合は、その内容を適用いたします。
個別の保証条件が定められていない製品につきましては、製品の使用状況、経過年数、不具合内容等を確認のうえ、個別に対応を判断させていただきます。
但し、誤使用・改造・消耗・経年劣化・指定外の使用環境・天災・他社製品に起因する故障などは保証対象外とさせていただきます。
なお、保証期間を経過した製品につきましても、修理、部品交換、点検等が可能な場合には、有償にて対応いたします。
今後とも、製品品質およびアフターサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株式会社茂木工業所 製品保証規定

第1条 目的

本規定は、株式会社茂木工業所（以下「当社」といいます）が製造・販売する製品について、保証の範囲、保証期間および保証期間経過後の対応等を定めることを目的とします。

第2条 保証対象

本規定は、当社が製造・販売した自社製品を対象とします。

ただし、個別の契約書、見積書、注文書、仕様書、保証書その他の書面において、本規定と異なる保証条件を定めている場合は、当該個別条件を優先します。

第3条 保証期間

1. 製品の保証期間は、原則として**当社からの納入日より1年間**とします。
2. 個別の契約等において別途保証期間を定めた場合は、その期間を適用します。
3. 修理または交換を実施した場合であっても、特段の定めがない限り、当初の保証期間が延長または更新されるものではありません。

第4条 保証内容

保証期間内に、取扱説明書、仕様書その他当社が指定する条件に従って正常に使用しているにもかかわらず、当社の設計または製造に起因する不具合が発生した場合、当社は不具合内容を確認したうえで、当社の判断により、無償で修理、部品交換または代替品の提供等を行います。保証対応の方法については、製品の状態、不具合内容、使用状況等を確認したうえで当社が決定します。

第5条 保証対象外

次の各号のいずれかに該当する場合は、保証期間内であっても原則として無償保証の対象外とします。

1. 取扱説明書、仕様書等に記載された使用方法、使用条件または注意事項に反した使用による故障・損傷
2. お客様または第三者による改造、分解、修理等に起因する故障・損傷
3. 落下、衝撃、過大な荷重その他外的要因による故障・損傷
4. 通常使用による摩耗、消耗、変色、腐食、劣化等
5. 消耗品および定期的な交換を必要とする部品
6. 使用環境、保管環境または保守管理の不備に起因する故障・損傷
7. 当社が指定していない他社製品、部品、装置等との組み合わせに起因する故障・損傷
8. 火災、地震、水害、落雷その他の天災地変、異常電圧その他当社の責めに帰すことのできない事由による故障・損傷
9. 製品の用途または使用条件について当社に事前の通知がなく、当社が想定していない用途または環境で使用されたことに起因する故障・損傷
10. その他、調査の結果、当社の設計または製造上の責任によるものではないと合理的に判断される場合

第6条 保証期間経過後の対応

保証期間を経過した製品については、修理、部品交換、点検等が可能な場合、原則として有償にて対応します。

ただし、製品の経過年数、部品の供給状況、設備・治工具の保有状況その他の事情により、修理または部品供給ができない場合があります。

第7条 補修部品等の供給

当社は、製品の販売終了後についても、合理的な範囲で補修部品等の確保に努めます。

ただし、部品メーカーによる製造中止、材料の入手困難、設備・治工具の廃止その他やむを得ない事情により、補修部品の供給または修理対応を終了する場合があります。

第8条 過去に販売した製品の取扱い

本規定の制定日以前に販売または納入した製品について、販売・納入時に個別の保証条件を定めている場合は、当該条件を適用します。

個別の保証条件が定められていない製品については、販売・納入時の契約内容、製品の経過年数、使用状況、不具合内容、修理の可否等を確認したうえで、個別に対応を判断します。

本規定の制定によって、過去の契約内容を一律に変更するものではありません。

第9条 損害等の取扱い

製品の不具合に伴う損害については、個別の契約内容、損害の原因および関係法令等に基づき対応します。

なお、本規定に定める保証期間は、法令に基づき当社が負う責任を一律に制限または排除することを目的とするものではありません。

第10条 製品の安全に関する対応

保証期間の経過後であっても、当社製品について安全上重大な問題が確認された場合は、関係法令等を踏まえ、必要な調査および対応を行います。

第11条 不具合発生時の連絡

製品に不具合が発生した場合は、製品名、型式、製造番号、納入時期、使用状況、不具合の内容等をご確認のうえ、当社までご連絡ください。

必要に応じて、製品の返送、現品確認、写真、使用状況その他の資料の提出をお願いする場合があります。

第12条 本規定の適用

本規定は、令和8年10月8日以降に販売または納入する製品から適用します。

本規定の内容は、関係法令の改正、製品仕様またはサービス内容の変更その他必要に応じて改定することがあります。

制定日：令和8年10月8日

株式会社茂木工業所

代表取締役 茂木 佑樹